

志木市後見ネットワークセンター便り

参加者募集 令和5年度 市民後見人養成講座を開講します

内 容 市民後見人は、判断能力が十分でない高齢者や障がいのある人に寄り添い、その人の生活を支えます。この講座では、成年後見制度の仕組みや後見人の心構え等の基礎を学びます。

講座日時 下記のスケジュール(全5回)

場 所 志木市役所内

対 象 者 市内在住・在勤・在学の方(近隣市可)、原則全スケジュールに出席可能な方

定 員 15人(定員に達した場合は志木市民優先) 費用 2,000円(テキスト代含む)

申込方法 5月26日(金)までに直接窓口、電話、メール、FAX、郵送のいずれか

そ の 他 福祉の経験がない人も歓迎いたします

※裏面及び後見ネットワークセンター便り第8号でも市民後見人について
紹介しています

第8号はこちらから→



	日時	内容
第1回	6月13日(火) 10時~15時	成年後見制度概論 成年後見人等の実務
第2回	6月20日(火) 10時~15時35分	高齢者の理解と支える仕組み 関係制度 生活保護、年金制度、医療保険制度
第3回	6月27日(火) 10時~15時35分	障がい者の理解と支える仕組み
第4回	7月11日(火) 10時~15時30分	関係制度 消費者被害とその対応 税制度の仕組み 民法(家族法・財産法)~相続と遺言~ 日常生活自立支援事業、法人後見事業
第5回	7月18日(火) 10時~15時30分	市民後見人概論 市民後見人活動の実際

◇フォローアップ研修(2月28日)

市民後見人候補者の方を対象にフォローアップ研修を実施し、継続的に知識の向上を図っています。今回は、「意思決定支援」研修を行いました。後見人が支援を行う被後見人等は判断能力が十分でない方であるため、本人の意思確認が困難であることも多いです。また、本人の意思に添うのが正しいのか判断に悩むこともあり、本人主体の意思決定は難しいとの意見もありました。

しかし、意思決定支援の原則(本人が自らの価値観や選好に基づく意思決定を行うこと)に従い、まずは本人の意思表示を否定せずに受け入れることから始めることを再確認しました。





市民後見人が誕生しました



志木市では、現在4人の市民後見人が活躍しています。市民後見人は同じ地域に住む市民ならではの視点を生かし、本人に寄り添った支援をします。後見ネットワークセンターでは、そのサポートを行っています。令和4年秋、新たな市民後見人が家庭裁判所より選任されましたので、活動紹介をします。

高齢 A さん ～市民後見人 山際明世さんの場合～

◆制度利用のきっかけ

市内で一人暮らしをしていた A さん。体調を崩し入院したのをきっかけに、自宅での生活が困難になりました。また、認知症が進み、判断能力の低下もありご自身で契約や金銭管理ができなくなり、入院費等の支払いが滞っていました。

そこで、親族が後見ネットワークセンターへ相談。成年後見制度の申立てを親族が行い、市民後見人として山際さんが家庭裁判所から選任されました。

◆市民後見人の山際さんがはじめにやったこと

①本人に会う

A さんと面会。本人の希望を聞くとともに、病院関係者に A さんの様子を伺いました。

②親族からの引継ぎ

これまでの A さんの様子や今後の親族の協力体制などを確認し、貴重品等を引き継ぎました。

③初回報告書を提出

財産状況等 A さんのこれまでの生活状況を調査、就任 1 か月を目安に家庭裁判所に報告書を提出しました。

提出後、後見人山際さんが A さんの口座より滞っていた医療費等を支払い、A さんは安心して療養することができています。



◆今後の活動は？

①Aさんと面会

1 か月に 1 度定期的に面会をし、A さんの希望に沿いながら状況を見守り、必要に応じ親族や関係機関と対応します。

②金銭管理

医療費等の必要な支払いを行います。
収入や支出はその都度記録し、適正に管理します。

③定期報告

1 年に 1 回 A さんの財産や生活状況の変化などの報告を家庭裁判所に行います。その間、後見ネットワークセンターで定期的に相談や確認を行います。

市民後見人 山際明世さんから一言

昨年 A さんの成年後見人に就任しました。ご本人は高齢で入院中、退院の見込みは立っていません。コロナ禍で対面は限られているため、文書で看護師さんを通じてやりとりをしました。

成年後見はご本人のための制度。認知症もあり意思疎通は困難ですが、ご本人に「寄り添う」ことを念頭において活動をしたいと思います。

発行：志木市基幹福祉相談センター（志木市後見ネットワークセンター）

連絡先：048-456-6021（直通）

E-mail：kikan-soudan@shiki-syakyo.or.jp

次回発行 7月予定